

令和5年7月現在

答申書（案）

令和6年 月 日

神奈川県いじめ防止対策調査会

目 次

■ 第1章 はじめに	1
■ 第2章 会議の開催経過	2
第1 県教委から本会への諮問事項	2
第2 本会の開催経過	2
■ 第3章 提言	3
第1 ネットいじめについて	3
第2 いじめに関する正しい理解の促進について	6
■ 第4章 おわりに	10
■ 神奈川県いじめ防止対策調査会（第5期）委員名簿	11

第1章 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するために、平成26年4月に同法第14条第3項の規定に基づき神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、PTA代表者の学識委員11名と、県立高等学校長、県立特別支援学校長、市教育委員会代表、町村教育委員会代表各1名の計15名で構成され、令和4年8月に開催された第1回会議から、令和6年〇月に開催された第4回会議まで、県教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議してきた。

今般、第5期委員により審議した結果を、本会の答申として提出するものであるが、学校や教育委員会がいじめに関する取組をより実効的に行うための一助となれば幸いである。

第2章 会議の開催経過

第1 県教委から本会への諮問事項

令和4年7月8日付けで、次の件について諮問された。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について（その3）

第2 本会の開催経過

本会は、県教委からの諮問を受け、令和4年8月に開催された第1回会議から令和6年〇月に開催された第4回会議まで、計4回の会議で審議を重ねてきた。

第1回会議 令和4年8月2日（火）
開催場所：波止場会館 4階大会議室

第2回会議 令和5年3月22日（水）
開催場所：波止場会館 4階大会議室

第3回会議 令和5年8月3日（木）
開催場所：神奈川県庁新庁舎 議会第6会議室

第4回会議 令和 年 月 日（ ）
開催場所：

第3章 提言

第1 ネットいじめについて

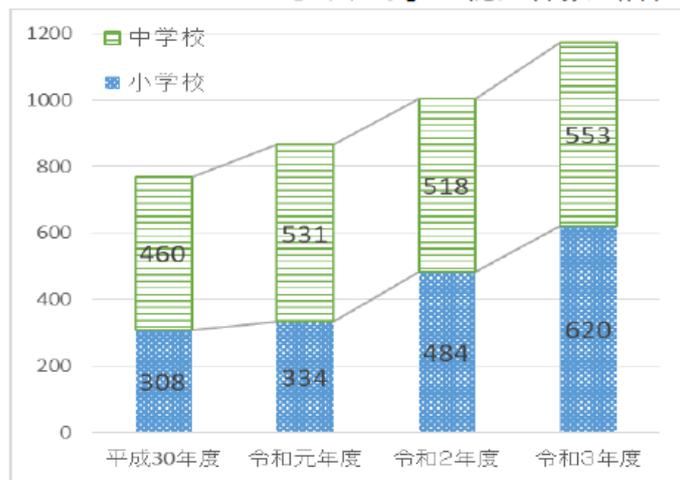
平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進が定められたが、現在、学校現場では「1人1台端末」の導入や、SNSに起因するトラブルの増加など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。また、ネットいじめは外部から発見することが難しく、問題が深刻化する危険性を孕んでいる。

このような現状に鑑み、本会では、ネットいじめに対する未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組について、これまで審議を重ねてきた。

(1) ネットいじめの現状

県教委が実施した「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果によると、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、平成30年度から令和3年度にかけて、県内の公立小学校は2.0倍(308→620件)、公立中学校は1.2倍(460→553件)と増加している。

【「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数(件)】



※「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より

(2) ネットいじめの認知件数増加の背景

近年、ネットいじめが増加している背景には、スマートフォンやSNS等の普及、利用者の低年齢化、GIGAスクール構想による1人1台端末の配備等により、子どもたちにとってコミュニケーションをとるツールとして、ICT機器の活用が身近になっていることが挙げられる。

このことは、子どもの社会だけではなく、大人の社会でも当たり前のよ

うにコミュニケーションツールの1つとして、SNS等を利用するようになってきている。

また、GIGAスクール構想により子どもたちに1人1台端末が配備され、学校や社会全体が、「自分の意見等はICTを活用して相手に伝えること」が当たり前になっている。例えば、GIGAスクール構想で1人1台端末の配備以降、隣同士の子どもたちが意見交換を行うために、お互いの顔を見て直接話さずに、ICT機器を通じて意見交換を行っていることがある。

さらに、オンラインゲームの普及による影響も考えられる。子どもたちは、顔が見えないバーチャル空間内でチームを作り、このバーチャル空間内のゲームの中で乱暴な言葉を使ってやり取りをしたり、チームから仲間を排除したりすることがある。このようなバーチャル空間内での関係性が、SNSや、現実の世界における子ども同士のコミュニケーションにも影響を及ぼしている。

しかし、ネットいじめといえども、子どもたちのコミュニケーションスキルや能力がSNSやオンラインゲームでのやり取りに繋がっていくと考えられるため、その根幹には対面での人間関係づくりやコミュニケーションの取り方の問題がある。

(3) ネットいじめに対する未然防止、早期発見に向けて求められること

インターネットに起因する人間関係のもつれの特徴の一つとしては、相手が目の前にいないため、相手の表情など反応を見ながらやりとりをするのではなく、基本的に文字を中心としたコミュニケーションのため、自分のメッセージ等が相手を傷つけてしまう実感がしにくく、また、勘違いや間違っただけの思い込みにより意図しないいじめに発展することも珍しくない。

具体的な例として、LINEのブロック機能がある。LINEのブロック機能とは、相手からのメッセージ等の受け取りを拒否する機能である。例えば、LINEでのメッセージのやり取りにおいて、A君の執拗なメッセージを疎ましいと感じたB君は、自分を守るためにLINEのブロック機能を使い、悪気なくA君からのメッセージ等を拒否したことで、A君が傷つき、いじめられたと感じることもある。

子どもたちにとって、インターネット上のコミュニケーションは、リアルなコミュニケーションと同じように重要であるため、あらゆる教育活動を通じて、次のような啓発・指導を行っていくことが大切である。

まず、文字によるコミュニケーションの難しさ等について常日頃から指導し、ネットやSNSでメッセージを発信する際には、メッセージを相

手に送る前に、「メッセージを受け取った相手がどう受け止めるかを、想像してから送るようにすること」や、「一つのメッセージが、いじめに発展する可能性があるという意識を持つこと」等を理解してもらうことが重要である。一方、メッセージを受け取った際には、寛容な気持ちをもって「相手はこういう気持ちで発信したのかもしれない」と考えることも併せて指導することが重要である。

また、小学1年生から1人1台端末を持つようになり、ICT機器を活用して、子ども同士がやり取りをする中で、子どもの発達段階に応じた適切なコミュニケーションのとり方の学習などを、学校でも取り組んでいくことが必要であり、併せて、携帯電話やSNS等の企業から講師を派遣してもらい、いじめの具体的な例を用いて子どもたちが学ぶことも、効果的な取組であると考えられる。

ネットいじめの未然防止等には、日常的に子どもたちにネットリテラシーを指導していくことが不可欠であり、道徳的な部分で指導していくことのほか、ネットを使うことのリスクを伝えることも大事である。具体的には、ネットの情報はいったん掲載され拡散すると容易に消せないこと（デジタルタトゥー）、個人情報垂れ流しになり得ること、ネット上の情報は信ぴょう性が不確かなこともあること、拡散性が高いこと等がある。

また、教員が子どもを指導した時には、既に秘匿すべきタブレット端末のパスワードを他者が知り得る状況であるなど、問題が既に起きている場合もある。インターネットやSNSについての知識や理解が、子どもたちに比べて大人が十分に追いついていないことも考えられる。

ICTの進展はスピードが早いため、大人自身も学ぶ機会を設けることが大事であり、大人が学ぶ機会として、PTAが、ネットリテラシーやSNSの使い方などをテーマとして、講演会や勉強会を実施している例もあり、有効な取組である。

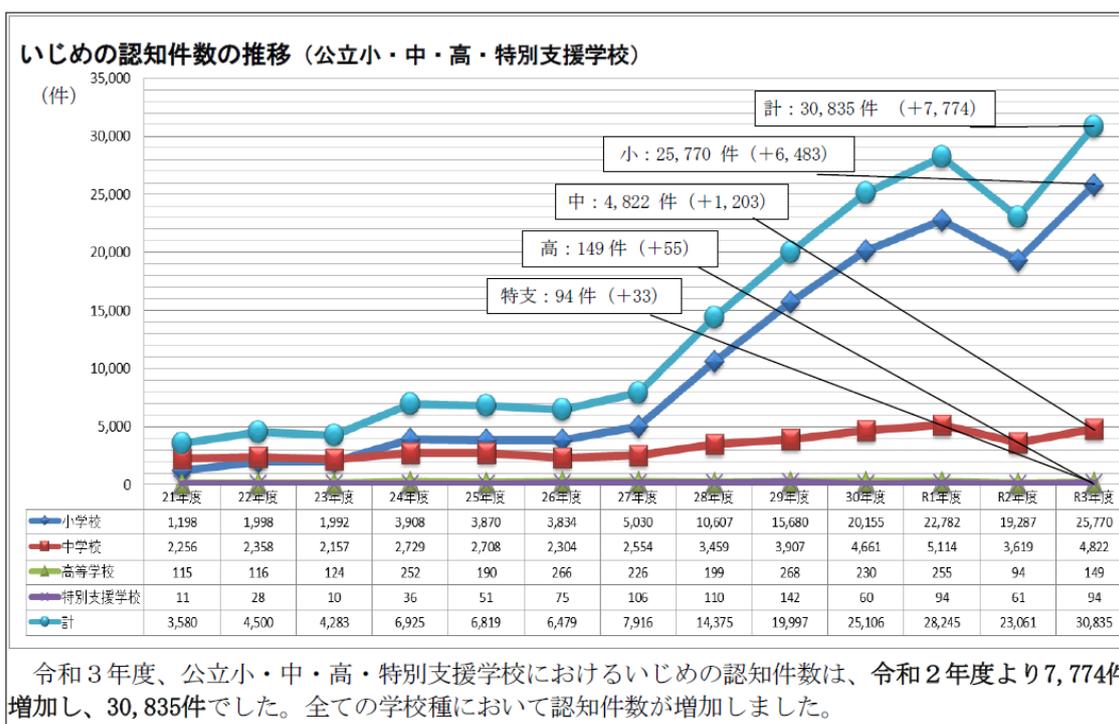
第2 いじめに関する正しい理解の促進について

いじめ防止対策推進法の施行から約10年が経過し、スマートフォンの普及やコロナ禍の影響により、非対面のコミュニケーションが増加するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。また、学校現場では教職員の世代交代が進んでいることもあり、今一度、法に関する正しい理解や認識を高める必要がある。

このような現状に鑑み、本会では、法の内容について正しい知識を持ち、いじめに関する正しい理解を促進するための効果的な方策・取組について、これまで審議を重ねてきた。

(1) いじめの認知に関する現状

本県の公立学校におけるいじめの認知件数については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響により減少したものの、年々増加している傾向がある。



いじめの認知件数の増加は、法の制定以降、いじめに関する正しい理解が進み、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方で、極端に認知件数が少ない学校があるなど、学校間でいじめの認知件数に大きく差があり、学校によって「いじめ」の捉え方に差があることが指摘されている。

いじめの定義については、これまでいくつかの変遷を経たうえで、平成26年度からは、いじめ防止対策推進法第2条により「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義であれば、いじめの認知件数が0件となるような学校は、実態を正確に反映しているとは考え難い。

(2) いじめに関する正しい理解を促進するための効果的な方策・取組について

いじめの正しい理解を促進するためには、管理職を含め教職員のいじめの概念を変えていく必要がある。

ただし、教職員の多忙化が社会問題となっている昨今においては、単に教育委員会や管理職が教職員に対して「いじめを広く積極的に認知するように」と指導するだけでなく、何のために認知をするかということを下丁寧に伝えていくことが重要である。

具体的には、いじめは、初期段階では子どもたちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、過去のいじめ事案を見ると、いじめは些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもある。そのため、初期段階のいじめであっても、一回限りのいじめであっても、学校においては、ひとりの教職員が抱え込むことなく、早期から組織的に対応するには、積極的にいじめを認知する必要があることを伝えることが大切である。

また、いじめに関する理解促進に当たっては、実質に見合った内容を伝えていくことが重要である。

例えば、いじめは、必ずしも一方が被害者でもう一方が加害者であるといったような単純なケースだけではなく、どちらも被害者、加害者であるというケースであったり、時には被害と加害が逆転したりすることもある。

被害と加害が入り混じるような複雑なケースの対応に当たっては、時には厳密、厳格な判断や対応が教職員には求められる。このようなスキルを身につけるため、弁護士等の外部の人材を研修講師として学校に招致し、教職員に対して法的な視点からいじめの研修を行うことも有効な手段である。

さらに、実質に見合った対応を行うためには、必ずしも「いじめ」という言葉を使わず、関係する子どもたちへ指導・支援していくことも必要である。

また、いじめの対応に当たっては、いじめの加害者・被害者へのアプローチだけではなく、いじめの「傍観者」へどのようにアプローチしていくかという視点や取組も求められる。例えば、傍観者がいじめを見た時にどうすべきかを伝えていくことや、傍観者の心のケアをしていくことなどである。

いじめの理解促進に当たっては、弁護士等の外部の人材の活用が有効であることは先に述べたとおりであるが、弁護士だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の力も必要不可欠であろう。

例えば、スクールカウンセラーの活用として、いじめが起こった際、教員だけで対応するのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと役割分担をして被害生徒・加害生徒に聞き取りすることで、問題の複雑化を防止することができる。また、いじめが起こった際、まずはスクールカウンセラーが被害生徒の気持ちを受け止めることで、少しでも状況が改善に向かう可能性があるため、担任は日頃からアンテナを張り、何かあればすぐにいじめの被害生徒をスクールカウンセラーに繋げるという意識を持つことも効果的である。

このように、学校が、心理や福祉分野の専門的知見を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、いじめの対応を行っていくことで、波及的に教職員や生徒・保護者等のいじめの理解促進に繋がっていく。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの日々の業務として、課題を抱える個別の生徒への対応だけではなく、教職員へのコンサルテーション、教職員向けの研修、児童・生徒向けの講話などの取組を行うことで、さらにいじめの理解促進に繋がる。

しかし、現状の配置体制だと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは面談予約や対応で手一杯であり、必要な時にタイムリーに活用できないことが課題である。

この課題を解消するため、本会として、県教育委員会には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて配置の更なる充実を求める。

また、学校や教育委員会にあっては、現場のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの声を拾い上げることも必要である。

どうすれば、スクールカウンセラー等がより効果的に対応しやすくなり、学校の教職員をうまくサポートできるかという点について、現場で働く者が一番根本に考えているため、そういった現場の声をしっかり聞けるような仕組みがあると、それがいじめの正しい理解に繋がっていく。

さらに、いじめの対応に当たっては、学校関係者だけではなく、児童・生徒、保護者、PTA、地域の方々など、子どもに関わるすべての人がいじめに対する認識、理解を深める必要がある。

学校は、PTAにも協力を求め、連携していく必要がある。教職員と保

護者という互恵的関係の中で、学校教育を作り上げていかなければいけない。学校が本当に困っているということをPTAとの協議の中で伝えながら、子どもを支える枠組みを作っていくことが大切である。

また、子どもに対するいじめの理解促進の取組として、例えば、子どもが自分の中に、いじめてしまうかもしれないという気持ちを持ったり、自分もいじめられてしまう要素があるかもしれないと思ったりするなど、いじめを「自分ごと」として考えられるような場面を設定するような指導も大切である。

第4章 おわりに

近年増加しているネットいじめへの対応として、学校や教育委員会は、子どもに対して具体例を挙げて道徳的な部分で指導し、ネットリテラシーについて丁寧に教えていくことのほか、大人自身もICTやSNSについて積極的に学ぶ機会を設けることが望まれる。

ICTの活用は、これからの教育には欠かせないものである。そのため、使う、使わないという議論ではなく、どう使っていくかという視点で考えていく必要がある。

いじめの正しい理解促進に当たっては、教職員の意識改革、資質向上はもとより、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と協働していじめの対応に当たることで、教職員、子ども、保護者等のいじめの理解促進に繋がっていくと考える。

県内のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、令和5年度から大幅に配置を拡充し、特に県立高校に全校配置となったことは大きく評価できるが、更なる配置の拡充が望まれる。

学校や教育委員会においては、引き続き、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、より実効性のある対策に取り組んでほしい。

神奈川県いじめ防止対策調査会（第5期）委員名簿

定数 15 名 任期 2 年

役職	選出区分	氏名	任期	備考
会長	学識経験者 (団体)	柳生 和男	令和4年4月26日 ～令和6年4月25日	特定非営利活動法人 J・ENE P理事長
副会長	学識経験者 (団体)	松本 浩之	同上	文教大学准教授
	学識経験者 (団体)	大崎 克之	同上	弁護士
	学識経験者 (団体)	佐藤 みのり	同上	弁護士
	学識経験者 (団体)	大滝 紀宏	同上	精神科医
	学識経験者 (団体)	岩田 泰子	同上	精神科医
	学識経験者 (団体)	片倉 栄子	同上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	永田 麻里	同上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	大谷 正昭	同上	精神保健福祉士
	学識経験者 (団体)	小島 操子	同上	社会福祉士
	学識経験者 (団体)	中野 真衣子	同上	神奈川県立高等学校 PTA連合会顧問
	行政機関 (団体)	浅井 大輔	同上	海老名市教育委員会教育支援課 教育支援担当課長兼指導主事
	行政機関 (団体)	清水 武彦	同上	神奈川県立瀬谷支援学校長
	行政機関 (団体)	清水 智香	令和5年5月8日 ～令和6年4月25日	大磯町教育委員会教育部 学校教育課副主幹兼指導主事
	行政機関 (団体)	内田 和幸	同上	神奈川県立相模向陽館高等学校長

※任期途中で交代した委員

	行政機関 (団体)	須田 幸年	令和4年4月26日 ～令和5年5月7日	大磯町教育委員会教育部 学校教育課主幹
	行政機関 (団体)	岡本 裕子	同上	神奈川県立釜利谷高等学校長